

七尾市省エネ家電購入応援事業

対象店舗用マニュアル

七尾市環境課

<p>1. 事業概要 (P. 1～2)</p>	<p>(1)事業名 (2)目的 (3)事業内容 (4)対象製品 (5)対象店舗 (6)事業期間 (7)問合せ先</p>
<p>2. 事業準備 (P. 3～4)</p>	<p>(1)対象店舗になるためには (2)配布資機材</p>
<p>3. 事業手順 (P 5～8)</p>	<p>(1)事業の手順 ①申込書への記入・受取(市民→対象店舗) ②申込書の確認(対象店舗) ③対象製品の減額販売(対象店舗→市民) ④報告書の提出(対象店舗→市) ⑤報告書の審査(市) ⑥委託料の支払い(市→対象店舗) ・別紙 本人確認のための身分証明書</p>
<p>4. 参考資料 (P 9～18)</p>	<p>・申込書(様式第1号)記入例1 ・申込書(様式第1号)記入例2 ・報告書(様式第2号)記入例 ・事業委託契約書 ・事業委託仕様書 ・申込書(様式第1号) ・報告書(様式第2号) ・減額確定通知書(見本)</p>

1. 事業概要

(1)事業名	七尾市省エネ家電購入応援事業
(2)目的	今般のエネルギー価格の高騰を踏まえ、七尾市民を対象に省エネ性能の高い家電製品の購入を支援することにより、家庭におけるエネルギー費用負担の軽減及び温室効果ガスの排出量削減を図ることを目的とする。
(3)事業内容 <u>「3. 事業手順」を参照 (P5～8)</u>	<p>①対象店舗は、七尾市民に対して、対象製品を減額して販売する。</p> <p>②対象店舗は、減額販売した実績を市へ報告する。</p> <p>③市は、報告内容を確認し、減額分を補填する。</p>
(4)対象製品	<p>いしかわ省エネ家電購入応援キャンペーンの対象製品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エアコン ・電気冷蔵庫 ・テレビ ・LED照明器具 ・エコキュート等 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;"> <p>詳細は次ページ をご覧ください。</p> </div>
(5)対象店舗 <u>「2. 事業準備」を参照 (P3～4)</u>	いしかわ省エネ家電購入応援キャンペーンの対象店舗のうち、市と契約を締結した店舗
(6)事業期間	令和5年8月1日から令和6年2月29日まで ※予算上限に達し次第、早期終了
(7)問合せ先	<p>〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地 七尾市市民生活部環境課 加地、松柳</p> <p>TEL 0767-53-8421 FAX 0767-53-3315 e-mail kankyo@city.nanao.lg.jp</p>

対象製品	能力・容量	統一省エネラベル 省エネ性能	減額 (1台・基)
エアコン	～2.2kW	新基準★3以上 ※旧基準製品については★4以上	10,000円
	2.5～2.8kW	新基準★3以上 ※旧基準製品については★4以上	15,000円
	3.6kW～	新基準★3以上 ※旧基準製品については★4以上	20,000円
冷蔵庫	51～350L	★2以上かつ省エネ基準達成率100%以上	5,000円
	351～450L	★3以上かつ省エネ基準達成率100%以上	15,000円
	451L～	★4以上かつ省エネ基準達成率100%以上	20,000円
テレビ	19～38V型	★3.5以上	5,000円
	39V型～	★2以上	10,000円
LED照明器具	—	★4以上	2,000円
エコキュート等 ※ハイブリッド給湯器を含む	—	★4以上 ※寒冷地仕様は★3.5以上 ※ハイブリッド給湯器は年間給湯効率が116%以上	40,000円

※「いしかわ省エネ家電購入応援キャンペーン」と併用できます。

2. 実施準備

(1) 対象店舗になるためには

市内のいしかわ省エネ家電購入応援キャンペーンの対象店舗のうち、市と契約締結した店舗を対象店舗とする。

- ①「七尾市省エネ家電購入応援事業の参加意思確認書」を市へ提出する。
(提出方法 窓口へ持参または郵送)
- ②市は「参加意思確認」を確認後、事業者（契約者情報の宛名）へ契約書(2部)を送付する。
- ③事業者は、契約書内容を確認のうえ、押印及び収入印紙（200円）貼付（1部）し、契約書(2部)を市へ返送する。
- ④市は、契約書（2部）に押印し、1部を事業者へ送付する。

※通常、契約締結まで1週間ほど時間が掛かります。
- ⑤市は、ホームページで対象店舗一覧を掲載する。

(2) 配布資機材

- ①のぼり旗及びポール 2セット以内

※配布資機材は、環境課窓口で配布する。

■七尾市省エネ家電購入応援事業の参加意思確認書

◆当店舗は、七尾市省エネ家電購入応援事業に参加を希望しますので、下記内容のとおり、確認書を提出します。

<p>1. 店舗情報</p> <p>※①②③は七尾市ホームページに対象店舗として掲載します。</p> <p>※「いしかわ省エネ家電購入応援キャンペーン」と同じ内容にしてください。</p> <p>※発送物がある場合は、店舗所在地へ発送します。</p>	<p>店舗コード <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>①所在地 〒</p> <p>フリガナ</p> <p>②店舗名称</p> <p>③電話番号</p> <p>代表者（役職、氏名）</p>	<p>※いしかわ省エネ家電購入応援キャンペーンの店舗コードを記載ください。</p>
<p>2. 担当者情報</p> <p>※実施期間中に確認等が必要な場合に連絡させていただく情報です。</p>	<p>部署名</p> <p>氏名</p> <p>TEL</p> <p>FAX</p> <p>メールアドレス</p>	
<p>3. 契約者情報</p> <p>※契約書に記載する情報です。</p>	<p>所在地 〒</p> <p>事業者名</p> <p>役職</p> <p>氏名</p>	

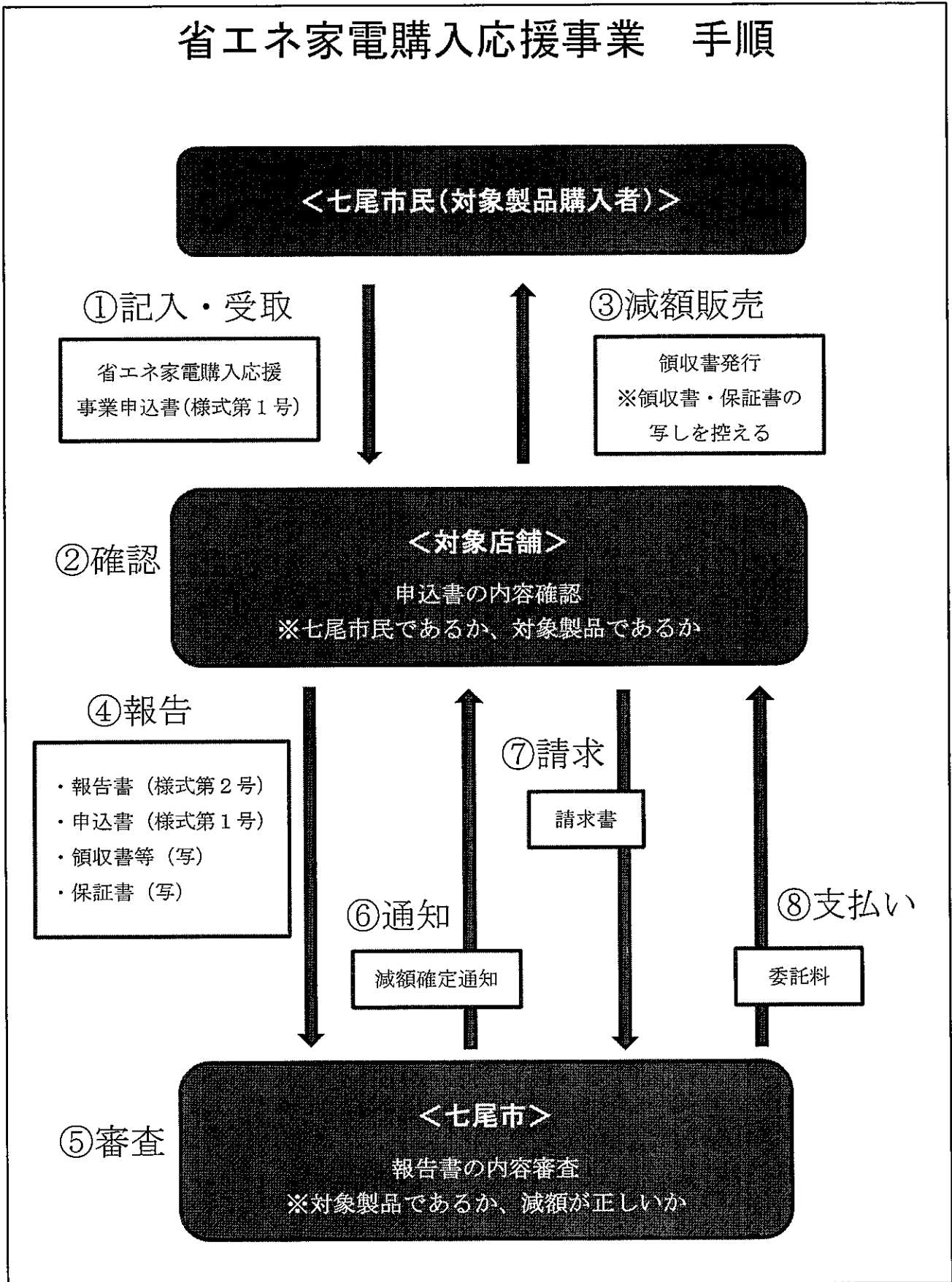
本参加意思確認書を提出後、七尾市と業務委託契約を締結し、当該事業の対象店舗として登録します。

【提出先】〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地 七尾市環境課（TEL 53-8421）

【提出方法】窓口へ持参 または 郵送

3. 実施手順

(1) 事業の手順



①「七尾市省エネ家電購入応援事業申込書（様式第1号）」への記入・受取
 （市民→対象店舗）

- 市民が、申込書（様式第1号）の申込者記入欄（太枠内）を記入した後、受付する。

②申込書の確認（対象店舗）

- 対象店舗は、①の記入内容を確認し、事業者記入欄の必要事項を記載する。
- 申込者が市民であることを、マイナンバーカードや運転免許証などの顔写真付き・住所記載の身分証明書（有効期限内）で確認をする。
 ※身分証明書の確認書類は、「本人確認のための身分証明書」を参照とする。

記入例1(市民、対象店舗)		様式第1号				
■七尾市省エネ家電購入応援事業申込書		対象店舗記入	管理番号 1 1枚目/ 枚			
申込者記入欄 <small>私は、右記内容を宣言し、当該事業に申し込みます。(口にレ点チェック)</small> <input checked="" type="checkbox"/> 七尾市内の住居に設置して使用します。 <input checked="" type="checkbox"/> 転売目的ではありません。また、転売をしません。 <input checked="" type="checkbox"/> 暴力団員又は暴力団等と密接な関係はありません。 <input checked="" type="checkbox"/> 虚偽の記載があった場合、減額金額を返金します。		事業者記入欄 ◆本申込書に、保証書及び領収書の写しを添えて七尾市まで提出してください。 事業者名 ■▲電機商会 担当者名 ●●●● <small>管理番号は、報告書(様式第2号)の管理番号と同じ番号とする。</small>				
氏名	省 エネ子	<input checked="" type="checkbox"/> 申込者の氏名、住所等が正しく記載されている。 確認書類: <input type="checkbox"/> マイナンバーカード、 <input type="checkbox"/> 運転免許証、 <input type="checkbox"/> その他()※1 <input checked="" type="checkbox"/> いしかわ省エネ家電購入応援キャンペーンの対象製品である。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象製品の各項目(保証書と同じ)が正しく記載されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 「購入点数」及び「減額合計」が正しく記載されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 申込日及び保証書等の日付けが、購入期間内である。				
住所	七尾市 中島町中島上部9番地					
連絡先	0767-66-0000					
購入点数	2 点	減額合計	25,000円			
No.	メーカー	対象製品※2	機種名・型番※3	能力・容量※4	減額	担当者チェック欄
1	日立	エアコン	ステンレス・グリーン 白くまくん RAS-E5BE2	5.6 (kW, L, V型)	20,000円	<input checked="" type="checkbox"/>
2	日立	冷蔵庫	R-27NV-N	265 (kW, L, V型)	5,000円	<input checked="" type="checkbox"/>
3				(kW, L, V型)	,000円	<input type="checkbox"/>
4				(kW, L, V型)	,000円	<input type="checkbox"/>
5				(kW, L, V型)	,000円	<input type="checkbox"/>

※1 「その他」の場合は、別紙の「本人確認のための身分証明書」で確認し、「()」に番号を記入。
 ※2 「エアコン」「電気冷蔵庫」「テレビ」「LED照明器具」「エコキュート等」のいずれかを記入。
 ※3 保証書に記載されている型番等を記載。「いしかわ省エネ家電購入応援キャンペーン」ホームページの対象製品一覧の「機種名・型番」であること。
 ※4 「エアコン」「電気冷蔵庫」「テレビ」は必ず記入。「LED照明器具」「エコキュート等」は記入不要。

③対象製品の減額販売（対象店舗→市民）

- 対象店舗は、市民へ対象商品を減額販売し、減額後の領収書又は購入レシート（以下、「領収書等」という。）を発行する。なお、対象商品の販売価格（税抜）に対して減額する。

※注意：減額方法を誤ると消費税が変わります。

【正】「販売価格（税抜き）－減額」＋消費税

【誤】「販売価格（税抜き）＋消費税」－減額

- 対象店舗は、市への報告に必要な「領収書等及び保証書の写し」を控える。
 ※報告書の審査に必要なため、メーカー保証書への対象製品情報、販売者情報、購入者情報、購入日の記載を確認する。

④「七尾市省エネ家電購入応援事業報告書（様式第2号）」の提出（対象店舗→市）

- 対象店舗は、毎月2回（前半月、後半月）、市へ報告書（様式2号）を提出する。

- ・報告書（様式第2号）には、申込書（様式第1号）、領収書等（写）、メーカー保証書（写）を添付する。
 - ・「前半月（1日～15日）」の報告書は、当月の22日までに、市へ提出する。
 - ・「後半月（16日～月末）」の報告書は、翌月の7日までに、市へ提出する。
- ただし、提出日が土・日・祝日の場合は、その翌日の平日を提出期限とする。

記入例(対象店舗)		様式第2号	
■七尾市省エネ家電購入応援事業報告書（8月（前半月分） <u>後半月分</u> ）		令和5年9月5日	
七尾市長		1枚目/1枚	
		県店舗コード ●●●	
店舗名（事業者名）：			
担当者名：			
連絡先：			

販売点数計（A=aの合計）	A	④ 7点
減額合計（B=bの合計）	B	92,000円
手数料 （C=A×100円+500円）	C	1,200円
合計（D=B+C）	D	93,200円

管理番号	申込日	氏名	住所	a 販売点数(点)	b 減額合計(円)
1	令和5年8月16日	省 エネ子	七尾市 中島町 中島上部9番地	2点	25,000円
2	令和5年8月20日	七尾 太郎	七尾市 袖ヶ江町 イ部25番地	5点	67,000円

3 ◆月2回、報告書を提出する。ただし、販売実績が無い場合は、報告書の提出不要だが、環境課へ連絡すること。

4 ① 報告日、枚数及び県店舗コード(3桁)を記入する。

5 ② 報告月を記入し、「前半月分」又は「後半月分」のどちらかに○を付ける。

6 ※前半月(1日から15日)は当月22日まで、後半月(16日から月末)は翌月7日までに報告書を提出する。

7 ③ 申込書(様式第1号)の内容を転記する。

8 ※報告書(様式第2号)と申込書(様式第1号)の「管理番号」は同じ番号にする。

9 ④ 対象製品の販売点数の合計(A)、減額合計(B)、手数料(C)、合計(D)を記入する。

10 なお、販売実績が無い場合は、手数料(C)は発生しない(0円)。

↓

イ. 市は、報告書の内容を審査し、減額確定通知書を送付する。

ロ. 対象店舗は、後半月の減額確定通知書の受理後、市へ1月分の請求書を提出する。

ハ. 市は、請求書に基づいて、委託料を支払う。

⑤報告書の審査（市）

- ・市は、報告書（前半月及び後半月）の内容（対象製品、減額、領収証等（写）、保証書（写））を審査する。
- ・報告書の内容に疑義がある場合は、対象店舗の担当者へ連絡し、必要に応じて、報告書の再提出を求める。

⑥減額確定通知（市→対象店舗）

- ・報告書の審査後、対象製品の減額分の金額及び手数料等を記載した確定通知を対象店舗に送付する。（前半月分・後半月分の2回通知）

⑦請求（対象店舗→市）

- ・減額確定通知に記載された金額（該当月の前半月分・後半月分の合計額）を記載した請求書を減額確定通知日より7日以内に市へ提出する。（郵送可）

⑧委託料の支払い（市→対象店舗）

- ・市は、対象店舗の請求書に基づき、委託料を支払う。

■本人確認のための身分証明書

○本人確認のための身分証明書は、次のとおりです。

○いずれも有効期限内かつ顔写真付きで、住所記載（七尾市）があるものが条件となる。

※健康保険証は対象とならない。

番号	身分証明書	番号	身分証明書
1	マイナンバーカード	12	在留カード、特別永住者証明書
2	運転免許証	13	無線従事者免許証
3	住民基本台帳カード(顔写真付)	14	認定電気工事従事者認定証
4	船員手帳	15	特殊電気工事資格者認定証
5	海技免状	16	耐空検査員の証
6	小型船舶操縦免許証	17	航空従事者技能証明書
7	猟銃・空気銃所持許可証	18	運航管理者技能検定合格証明書
8	身体障害者手帳	19	動力車操縦者運転免許証
9	戦傷病者手帳	20	教習資格認定証
10	宅地建物取引士証	21	検定合格証
11	電気工事士免状		

■七尾市省エネ家電購入応援事業申込書

対象店舗記入

管理番号

1

1枚目 / 枚

申込者記入欄	申込日：令和5年8月16日	事業者記入欄	◆本申込書に、保証書及び領収書の写しを添えて七尾市まで提出してください。
私は、右記内容を宣誓し、当該事業に申し込みます。(口にレ点チエック)	<input checked="" type="checkbox"/> 七尾市内の住居に設置して使用します。 <input checked="" type="checkbox"/> 転売目的ではありません。また、転売をしません。 <input checked="" type="checkbox"/> 暴力団員又は暴力団等と密接な関係はありません。 <input checked="" type="checkbox"/> 虚偽の記載があった場合、減額金額を返金します。	事業者名	管理番号は、報告書(様式第2号)の管理番号と同じ番号とする。
氏名	省エネ子	事業者名	担当姓名 ●●●
住所	七尾市 中島町中島上部9番地	申込者の氏名、住所等が正しく記載されている。 確認書類： <input type="checkbox"/> マイナンバーカード、 <input checked="" type="checkbox"/> 運転免許証、 <input type="checkbox"/> その他()※1 <input checked="" type="checkbox"/> いしかわ省エネ家電購入応援キャンペーンの対象製品である。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象製品の各項目(保証書と同じ)が正しく記載されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 「購入点数」及び「減額合計」が正しく記載されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 申込日及び保証書等の日付けが、購入期間内である。	
連絡先	0767-66-0000	▲電機商会	

購入点数		2点	減額合計	25,000円		
No.	メーカー	対象製品※2	機種名・型番※3	能力・容量※4	減額	担当者 チエック欄
1	日立	エアコン	スタンレス・クリーン 白くまくん RAS-E56E2	5.6 (kW、L、V型)	20,000円	<input checked="" type="checkbox"/>
2	日立	冷蔵庫	R-27NV-N	265 (kW、L、V型)	5,000円	<input checked="" type="checkbox"/>
3				(kW、L、V型)	,000円	<input type="checkbox"/>
4				(kW、L、V型)	,000円	<input type="checkbox"/>
5				(kW、L、V型)	,000円	<input type="checkbox"/>

※1 「その他」の場合は、別紙の「本人確認のための身分証明書」で確認し、「()」に番号を記入。
 ※2 「エアコン」「電気冷蔵庫」「テレビ」「LED照明器具」「エコキュート等」のいずれかを記入。
 ※3 保証書に記載されている型番等を記載。「いしかわ省エネ家電購入応援キャンペーン」ホームページの対象製品一覧の「機種名・型番」であること。
 ※4 「エアコン」「電気冷蔵庫」「テレビ」は必ず記入。「LED照明器具」「エコキュート等」は記入不要。

■七尾市省エネ家電購入応援事業申込書

対象店舗記入

管理番号

2

1枚目 / 枚

申込者記入欄 申込日：令和 5 年 8 月 20 日 私は、右記内容を宣誓し、当該事業に申し込みます。(口にレ点チェック) <input checked="" type="checkbox"/> 七尾市内の住居に設置して使用します。 <input checked="" type="checkbox"/> 転売目的ではありません。また、転売をしません。 <input checked="" type="checkbox"/> 暴力団員又は暴力団等と密接な関係はありません。 <input checked="" type="checkbox"/> 虚偽の記載があった場合、減額金額を返金します。		事業者記入欄 ◆本申込書に、保証書及び領収書の写しを添えて七尾市まで提出してください。 事業者名 ▲電機商会 管理番号は、報告書(様式第2号)の管理番号と同じ番号とする。		担当者名 		
氏名	七尾 太郎					
住所	七尾市 袖ヶ江町イ部25番地					
連絡先	0767-53-0000					
購入点数		5 点	減額合計		67,000円	
No.	メーカー	対象製品※2	機種名・型番※3	能力・容量※4	減額	担当者 チェック欄
1	コロナ	エアコン	Sシリーズ CSH-S2219R	2.2 (kW、L、V型)	10,000円	<input checked="" type="checkbox"/>
2	パナソニック	冷蔵庫	NR-A80D-W	248 (kW、L、V型)	5,000円	<input checked="" type="checkbox"/>
3	シャープ	テレビ	2T-B42CB1	42 (kW、L、V型)	10,000円	<input checked="" type="checkbox"/>
4	コイズミ	LED照明器具	スタンダード調色LEDシーリング AH48922L	(kW、L、V型)	2,000円	<input checked="" type="checkbox"/>
5	日立	エコキュート	ナイアガラ出湯 BHP-F37SD	(kW、L、V型)	40,000円	<input checked="" type="checkbox"/>

※1 「その他」の場合は、別紙の「本人確認のための身分証明書」を確認し、「()」に番号を記入。

※2 「エアコン」「電気冷蔵庫」「テレビ」「LED照明器具」「エコキュート等」のいずれかを記入。

※3 保証書に記載されている型番等を記載。「いしかわ省エネ家電購入応援キャンペーン」ホームページの対象製品一覧の「機種名・型番」であること。

※4 「エアコン」「電気冷蔵庫」「テレビ」は必ず記入。「LED照明器具」「エコキュート等」は記入不要。

記入例(対象店舗)

① 令和 5 年 9 月 5 日
1枚目/1枚

■七尾市省工ネ家電購入応援事業報告書 (8 月 (前半月分) ② (後半月分))

県店舗コード ●●●●

七尾市長

店舗名 (事業者名) :

担当者名 :

連絡先 :

販売点数計 (A = a の合計)	A	④	7 点
減額合計 (B = b の合計)	B		92,000 円
手数料 (C = A × 100円 + 500円)	C		1,200 円
合計 (D = B + C)	D		93,200 円

管理番号	申込日	氏名	住所	販売点数 (点) ^a	減額合計 (円) ^b
1	令和5年8月16日	省 工ネ子	七尾市 中島 町 中島上部9番地	2 点	25,000 円
2	令和5年8月20日	七尾 太郎	七尾市 袖ヶ江 町 イ部25番地	5 点	67,000 円

◆月2回、報告書を提出する。ただし、販売実績が無い場合は、報告書の提出不要だが、環境課へ連絡すること。

① 報告日、枚数及び県店舗コード(3桁)を記入する。

② 報告月を記入し、「前半月分」又は「後半月分」のどちらかに○を付ける。
※前半月(1日から15日)は当月22日まで、後半月(16日から月末)は翌月7日までに報告書を提出する。

③ 申込書(様式第1号)の内容を転記する。

④ 報告書(様式第2号)と申込書(様式第1号)の「管理番号」は同じ番号にする。
※対象製品の販売点数の合計(A)、減額合計(B)、手数料(C)、合計(D)を記入する。
なお、販売実績が無い場合は、手数料(C)は発生しない(0円)。

↓

イ. 市は、報告書の内容を審査し、減額確定通知書を送付する。

ロ. 対象店舗は、後半月の減額確定通知書の受理後、市へ1月分の請求書を提出する。

ハ. 市は、請求書に基づいて、委託料を支払う。

七尾市省エネ家電購入応援事業委託契約書

七尾市（以下「発注者」という。）と●●●●●●●●（以下「受注者」という。）は、省エネ家電への買い替え促進による七尾市省エネ家電購入応援事業を行うため、次のとおり委託契約を締結する。

1. 委託名 七尾市省エネ家電購入応援事業委託
2. 委託場所 七尾市内
3. 委託期間 令和5年8月1日から令和6年3月20日まで
(購入対象期間 令和5年8月1日から令和6年2月29日まで)

(業務の委託)

第1条 発注者は、七尾市民へのいしかわ省エネ家電購入応援キャンペーンの対象製品の減額販売及び報告事務（以下「本業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

(対象製品の種類及び減額)

第2条 受注者は、以下の対象製品の販売価格（税抜）に対して減額を行う。なお、いずれも販売価格（税抜）が減額を上回っていることが必要とする。

対象製品	能力・容量	統一省エネラベル 省エネ性能	減額
エアコン	～2.2kW	新基準★3以上 ※旧基準製品については★4以上	10,000 円/台
	2.5kW～2.8kW	新基準★3以上 ※旧基準製品については★4以上	15,000 円/台
	3.6kW～	新基準★3以上 ※旧基準製品については★4以上	20,000 円/台
冷蔵庫	51L～350L	★2以上 かつ省エネ基準達成率100%以上	5,000 円/台
	351L～450L	★3以上 かつ省エネ基準達成率100%以上	15,000 円/台
	451L～	★4以上 かつ省エネ基準達成率100%以上	20,000 円/台
テレビ	19V型～38V型	★3.5以上	5,000 円/台
	39V型～	★2以上	10,000 円/台
LED照明器具	—	★4以上	2,000 円/基
エコキュート等 ※ハイブリッド給湯器を含む	—	★4以上 ※寒冷地仕様は★3.5以上 ※ハイブリッド給湯器は年間給湯効率が116%以上	40,000 円/台

(報告)

第3条 受注者は、当該販売月の実績を、七尾市省エネ家電購入応援事業申込書（様式第1号）、七尾市省エネ家電購入応援事業報告書（様式第2号）及び関係書類により発注者へ提出するものとする。報告の内容に疑義が生じた場合は、受注者は直ちに原因を調査し、結果を受注者に報告又は報告書類を再提出しなければならない。

(報告事務に係る手数料)

第4条 報告事務に係る手数料は以下のとおりとする。ただし、減額販売の実績がない旨の報告を行った場合は該当しないものとする。

項目	対象	金額
申込事務手数料	対象製品1台（基）ごと	100 円
報告事務手数料	1回ごと	500 円

(その他の経費)

第5条 本業務の販売に係る経費は受注者の負担とする。

(支払い)

第6条 発注者は、第3条により受注者から報告を受け、内容を審査した後、減額分の金額に第4条に規定する手数料を加算した金額を記載した減額確定通知書を受注者に送付する。受注者は、減額確定通知書に基づき1月分の委託料を請求する。発注者は請求日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(再委託の禁止)

第7条 受注者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(対象製品返却に対する取扱い)

第8条 受注者は、対象製品を販売し発注者へ報告した後、七尾市民から返却があった場合は、直ちに発注者へ連絡し協議するとともに、発注者の指示に従い該当する委託料を減額し又は返金するものとする。

(減額販売の中止又は契約の解除)

第9条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者に対し減額販売の終了又は委託契約を解除することができる。

(1) 購入対象期間内において、発注者の予算が上限に達するとき。

(2) 受注者が、いしかわ省エネ家電購入応援キャンペーンの対象店舗に該当しなくなったとき、又は本業務の契約解除を申し出たとき。

(3) 本業務を実施する上で必要な法令の定めによる資格、許認可若しくは登録等を取り消され、又は関係する官公庁から営業の停止を命ぜられたとき。

(4) 発注者又は受注者が、法令変更、不可抗力又は事故により、本業務が継続不能となったとき。

(5) 受注者に係る破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算その他これに類似する倒産手続が発覚したとき。

(6) 前各号のほか、受注者がこの契約に違反し、この契約の目的を達することができないと認められたとき。

(その他)

第10条 この契約書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、協議して定めるものとする。

本委託契約の締結を証するため、本書の原本2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者	所在地	石川県七尾市袖ヶ江町イ部25番地
	名称	七尾市
	氏名	七尾市長 茶谷義隆 印

受注者	所在地	
	名称	
	代表者	印

七尾市省エネ家電購入応援事業委託仕様書

省エネ家電購入応援事業の業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、必要な事項を定める。

1. 委託名

七尾市省エネ家電購入応援事業委託

2. 委託期間

令和5年8月1日から令和6年3月20日まで

3. 事業の目的

エネルギー価格の高騰を踏まえ、七尾市民を対象に省エネ性能の高い家電製品の購入を支援することにより、家庭におけるエネルギー費用負担の軽減及び温室効果ガスの排出量削減を図る。

4. 定義

この仕様において、掲げる用語の定義は、以下の各号のとおりとする。

(1) いしかわ省エネ家電購入応援キャンペーン

石川県が令和5年4月28日から令和6年2月29日までの期間において省エネ家電を購入した県民に対し、キャッシュレスポイント等を付与するキャンペーンをいう。

(2) 対象製品

前号で対象としているエアコン、電気冷蔵庫、テレビ、LED照明器具、エコキュート等をいう。

(3) 購入対象期間

令和5年8月1日から令和6年2月29日までをいう。ただし、予算の上限に達し次第、早期に終了することがある。

(4) 対象者

七尾市民（七尾市に住民票があり、市内の住居に設置するため対象製品を購入する個人で、転売目的、暴力団員又は暴力団等と密接な関係ではない者）

(5) 対象店舗

いしかわ省エネ家電購入応援キャンペーンに登録している店舗で、かつ七尾市省エネ家電購入応援事業委託契約を締結する市内の店舗をいう。

5. 業務内容

(1) 対象者の確認

有効期限内の運転免許証、マイナンバーカードなどの顔写真付きの身分証明書（七尾市が指定しているもの）により七尾市民であるか確認を行う。

(2) 対象製品の減額販売

七尾市民が購入する対象製品（税抜）に対して減額を行う。なお、いずれも販売価格（税抜）が減額を上回っていることが必要です。

対象製品	能力・容量	統一省エネラベル 省エネ性能	減額
エアコン	～2.2kW	新基準★3以上 ※旧基準製品については★4以上	10,000円/台
	2.5kW～2.8kW	新基準★3以上 ※旧基準製品については★4以上	15,000円/台
	3.6kW～	新基準★3以上 ※旧基準製品については★4以上	20,000円/台
冷蔵庫	51L～350L	★2以上 かつ省エネ基準達成率100%以上	5,000円/台
	351L～450L	★3以上 かつ省エネ基準達成率100%以上	15,000円/台
	451L～	★4以上 かつ省エネ基準達成率100%以上	20,000円/台
テレビ	19V型～38V型	★3.5以上	5,000円/台
	39V型～	★2以上	10,000円/台
LED照明器具	—	★4以上	2,000円/基
エコキュート等 ※ハイブリッド給湯器を含む	—	★4以上 ※寒冷地仕様は★3.5以上 ※ハイブリッド給湯器は年間給湯効率が116%以上	40,000円/台

(3) 報告

販売実績があった場合は、以下の書類により半月毎の実績を七尾市へ提出すること。なお、販

売実績がない場合は、電話等により環境課へ連絡すること。

- ①七尾市省エネ家電購入応援事業申込書（様式第1号）
- ②七尾市省エネ家電購入応援事業報告書（様式第2号）
- ③対象製品の保証書の写し
- ④対象製品を減額販売した領収書又は購入レシート（以下、「領収書等」という。）の写し

(4) 提出方法

前半月（1日から15日まで）の販売実績については、当月の22日までに、後半月（16日から月末まで）の販売実績については、翌月の7日までに郵送（期限必着）または七尾市環境課窓口へ書類提出すること（FAX及びメール不可）。なお、提出日が休日（「七尾市の休日を定める条例」に定める休日）である場合はその翌日の平日を提出期限とする。

送付先：〒926-8611

七尾市袖ヶ江町イ部25番地

七尾市役所 市民生活部環境課 宛

「省エネ家電購入応援事業報告書 在中」

連絡先：TEL 0767-53-8421

6. 報告事務に係る手数料

報告事務に関し以下の手数料を対象店舗へ支払う。ただし減額販売の実績がない旨の報告を行った場合は該当しない。

項目	対象	金額
申込事務手数料	対象製品1台（基）ごと	100円
報告事務手数料	1回ごと	500円

7. その他の経費

本業務の販売に関する経費は対象店舗が負担すること。

8. 支払い

七尾市は、対象店舗から報告を受け、内容を審査した後、減額分の金額に「6. 報告事務に係る手数料」を加算した金額を記載した減額確定通知書を対象店舗へ送付する。対象店舗の請求（前半月分と後半月分の合計額）に基づき、委託料として月1回支払う。

9. 調査協力

報告の内容に疑義が生じた場合、また、本業務の進捗に関し調査の必要性が生じた場合は、対象店舗は調査に協力すること。また、七尾市が資料提出を求めた場合は協力すること。

10. 対象製品返却に対する取扱い

七尾市へ実績報告した後、七尾市民から対象製品の返却があった場合は、直ちに七尾市へ連絡し協議すること。併せて、七尾市の指示に従い該当する委託料の減額請求又は返金すること。

11. 減額販売の終了

七尾市の予算が上限に達する見込みであるときは、購入対象期間内であっても減額販売を終了する。七尾市は減額販売の終了を判断した場合、対象店舗へ減額販売終了の日を連絡し、対象店舗は、七尾市の指示に従い、減額販売を終了すること。七尾市から七尾市ホームページに情報を公開するので、対象店舗は定期的に確認すること。

なお、いしかわ省エネ家電購入応援キャンペーンが早期に終了した場合であっても、七尾市の予算が上限に達していない場合、本業務は継続する。

12. 減額販売に関する注意事項

- (1) 減額販売の終了日（七尾市ホームページに公開した日）の翌日以降に販売した対象製品は減額対象とならない。
- (2) 購入対象期間内に保証書及び領収書等の写し等の書類が揃わない対象製品は減額対象とならない。

13. 個人情報の保護

本業務で知り得た個人情報については「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」を遵守すること。また、本業務以外で個人情報を使用することは認めない。

14. その他

七尾市が、報告書の内容に関して対象店舗に確認する場合があるので、対象店舗は本業務で作成した報告書等の写しを、本業務終了の翌年度から起算して1年間保管すること。

■七尾市省エネ家電購入応援事業申込書

管理番号

<p>申込者記入欄</p> <p>私は、右記内容を 宣誓し、当該事業 に申し込みます。 (口にレ点チェック)</p>		<p>申込日：令和 年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/>七尾市内の住居に設置して使用します。 <input type="checkbox"/>転売目的ではありません。また、転売をしません。 <input type="checkbox"/>暴力団員又は暴力団等と密接な関係はありません。 <input type="checkbox"/>虚偽の記載があった場合、減額金額を返金します。</p>		<p>事業者記入欄</p> <p>◆本申込書に、保証書及び領収書の写しを添えて七尾市まで提出してください。</p>		
<p>氏名</p>		<p>住所</p> <p>七尾市</p>		<p>事業者名</p> <p><input type="checkbox"/>申込者の氏名、住所等が正しく記載されている。 確認書類：<input type="checkbox"/>マイナンバーカード、<input type="checkbox"/>運転免許証、<input type="checkbox"/>その他()※1 <input type="checkbox"/>いしかわ省エネ家電購入応援キャンペーンの対象製品である。 <input type="checkbox"/>対象製品の各項目(保証書と同じ)が正しく記載されている。 <input type="checkbox"/>「購入点数」及び「減額合計」が正しく記載されている。 <input type="checkbox"/>申込日及び保証書等の日付けが、購入期間内である。</p>		
<p>連絡先</p>		<p>購入点数</p>		<p>減額合計</p> <p>,000円</p>		
No.	メーカー	対象製品※2	機種名・型番※3	能力・容量※4	減額	担当者 チェック欄
1				(kW、L、V型)	,000円	<input type="checkbox"/>
2				(kW、L、V型)	,000円	<input type="checkbox"/>
3				(kW、L、V型)	,000円	<input type="checkbox"/>
4				(kW、L、V型)	,000円	<input type="checkbox"/>
5				(kW、L、V型)	,000円	<input type="checkbox"/>

※1 「その他」の場合は、別紙の「本人確認のための身分証明書」を確認し、「()」に番号を記入。
 ※2 「エアコン」「電気冷蔵庫」「テレビ」「LED照明器具」「エコキュート等」のいずれかを記入。
 ※3 保証書に記載されている型番等を記載。「いしかわ省エネ家電購入応援キャンペーン」ホームページの対象製品一覧の「機種名・型番」であること。
 ※4 「エアコン」「電気冷蔵庫」「テレビ」は必ず記入。「LED照明器具」「エコキュート等」は記入不要。

令和 年 月 日

■七尾市省エネ家電購入応援事業報告書（ 月（前半月分・後半月分））

1枚目/枚

七尾市長

県店舗コード	
--------	--

店舗名（事業者名）：

担当者名：

連絡先：

販売点数計 (A = aの合計)	A	点
減額合計 (B = bの合計)	B	円
手数料 (C = A × 100円 + 500円)	C	円
合計 (D = B + C)	D	円

管理番号	申込日	氏名	住所	販売点数 ^a (点)	減額合計 ^b (円)
1	令和 年 月 日		七尾市 町	点	円
2	令和 年 月 日		七尾市 町	点	円
3	令和 年 月 日		七尾市 町	点	円
4	令和 年 月 日		七尾市 町	点	円
5	令和 年 月 日		七尾市 町	点	円
6	令和 年 月 日		七尾市 町	点	円
7	令和 年 月 日		七尾市 町	点	円
8	令和 年 月 日		七尾市 町	点	円
9	令和 年 月 日		七尾市 町	点	円
10	令和 年 月 日		七尾市 町	点	円

見本

令和5年 9月 14日

減額確定通知書

【七尾市省工ネ家電購入応援事業】

(8 月分(前半月分) (後半月分))

対象店舗名 ●●●●●●●● 御中

七尾市 茶 谷 義 隆
七尾市長

報告書を審査した結果、減額を確定したの通知します。

		購入点数計(点) A	減額合計(円) B	手数料(円) C=A×100+500	合計(円) D=B+C
前半月	報告額	1点	20,000円	600円	20,600円
	確定額	1点	20,000円	600円	20,600円
後半月	報告額	7点	92,000円	1,200円	93,200円
	確定額	6点	87,000円	1,100円	88,100円
合計(確定額)		7点	107,000円	1,700円	108,700円

◆査定結果

【前半月】
・適正と認める

【後半月】
・【省工ネ子】管理番号1、No.2(日立、冷蔵庫)が対象製品外
(5,000)。